

# パワーアップ融資 | 伴走支援型・最低賃金枠 利子補給金交付申請方法について

## 利子補給を受けるための条件（再掲）

次の (1) 及び (2) の条件を両方とも満たす中小企業者が対象です。

(1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にパワーアップ融資【伴走支援型】が実行された方

(2) 令和3年7月15日以前の事業場内最低賃金(※1)が879円未満で、令和3年7月16日(※2)以降に当該賃金を879円以上に引き上げた方

(※1) 事業場における雇入れ後3月を経過した労働者（正社員、有期雇用労働者または短時間労働者をいう。）の最も低い時間当たりの賃金額

(※2) 第61回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表された日

## 利子補給金の交付申請方法

「いばらき電子申請・届出サービス」から申請をお願いします。下記2次元コードを読み込むか、URLを直接入力してください。交付申請は1度行えば次年度以降の申請は不要です。

※申請後、商号・住所等が変わったときには内容変更届出が必要となりますのでご連絡ください。

URL : [https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=23386](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=23386)

または <https://is.gd/OHPuZj> (URL短縮サービスを使用し、上記URLを短くしたもの)

## 申請に必要な書類

融資返済口座の通帳等の写し（支店、口座番号、口座名義（カナ）の確認できる部分）

令和3年5月から7月の事業場内最低賃金を確認できる書類の写し（賃金台帳など）

## 交付申請期限

令和4年2月15日（火）まで

## お問い合わせ先

茨城県 産業戦略部 産業政策課 金融担当（新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室）

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL : 029-301-2869



～電子申請の流れ～

①本サービスの利用者登録が必要です。

②利用者登録後、利子補給申請の入力ができます。

## 電子申請ができない場合

上記の方法で電子申請ができない場合は、郵送での申請も可能です。郵送の場合は、ホームページ（茨城県パワーアップ融資で検索）から申請書をダウンロードし、申請に必要な書類を添付し、交付申請期限（必着）までにご提出ください。

【郵送での送付先】▶

郵送する際に切り取って封筒宛名にご利用ください。

〒310-8555

水戸市笠原町978番6

茨城県 産業戦略部

産業政策課 金融担当 行